

鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会
(「とっとり diary」とっとり暮らし発信事業実施委託業務プロポーザル審査会) 県民委員公募要領

1 目的

本県への若い移住者等による鳥取で生活している者ならではの視点・感性によるとっとり暮らしの情報発信等により、主に都市部在住の20～40代の者による本県への興味・関心を高め、本県への移住のきっかけとなる情報発信等実施業務の受託者となる事業者の選定を行う。

2 県民委員の役割

県民委員は、審査会に出席し、その他の委員とともに、「とっとり diary」とっとり暮らし発信事業実施委託業務に係る受託者の選定に関する事項を処理する。

3 募集内容

- (1) 募集人数 1名
- (2) 応募資格 次の全ての要件に該当する方
 - ア 若者をターゲットとした移住定住の促進に向けたSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等による情報発信について知識・関心があり、審査会の審議において積極的に発言する意欲があること。
 - イ 就任時点で満18歳以上の方であること。
 - ウ 県内在住であること。
 - エ 任命期間中に、県の他の附属機関委員との併任、または就任予定のないこと。
 - オ 平日開催の審査会に出席できること（本事業委託公募型プロポーザル審査会 7月開催予定）。
 - カ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でないこと。
 - キ 国会議員、県議会議員及び市町村長、市町村議会議員及び県職員でないこと。
 - ク 本業務委託プロポーザルに参加しない（予定の）方及びその関係者でない方であること。
- (3) 応募期限
令和7年5月23日（金）午後5時 必着
- (4) 任命の時期及び任期
任命の時期 令和7年7月
任期 任命の日から令和7年7月31日（予定）
- (5) 委員報酬
県の規定に基づき、報酬及び旅費を支給します。
- (6) 審査会の開催回数
原則として1回
- (7) 応募方法
別添応募用紙又は任意様式に、住所、氏名、年齢、性別、職業、連絡先、応募理由等を記入した上で、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで御提出ください。
- (8) 公募委員の決定方法
県民委員の決定に当たっては、次のとおりとする。
 - ア 選考方法
応募資格を満たす方の中から、提出された書類に基づき、別紙「鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（「とっとり diary」とっとり暮らし発信事業実施委託業務プロポーザル審査会）県民委員選考基準」により審査を行い、委員候補を決定する。
 - イ 選考結果については、応募者全員に郵送で通知する。
- (9) 問合せ先
鳥取県輝く鳥取創造本部とっとり暮らし推進局人口減少社会対策課
〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地
電 話：0857-26-7652
ファクシミリ：0857-26-8742
電子メール：jinkoutaisaku@pref.tottori.lg.jp

4 その他

- ・応募に際して提出された書類は県民委員の決定のみに使用し、それ以外の目的では使用しない。また、提出された書類は返却しないこととする。